

## 「魚の国のしあわせ」ロゴマーク利用許諾要領



### 第1 目的

この要領は、「魚の国のしあわせ」推進会議事務局（以下「事務局」という。）が著作権を有する「魚の国のしあわせ」ロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用に際して遵守すべき事項を定めるものです。

事務局は、マークを使用する者が本使用規約を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、第2に規定する登録者がマークを使用した場合には、本使用規約の条件を承諾したものとみなします。

### 第2 マークの目的

マークは、「魚の国のしあわせ」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の趣旨に賛同し、「魚の国のしあわせ」プロジェクト実証 レジストレーションフォーム」によりプロジェクトを実証するための活動を行う旨、事務局に対して登録している者（以下「登録者」）であることを証明するものであり、プロジェクトを積極的に推進する意思を表明するものとして使用可能ですが、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

### 第3 マークの使用方法

登録者は、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺、WEBサイト等にマークを使用することができます。

また、マークは無償で使用することができます。

ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は登録者がみだりに改変することはできません。ただし、モノクロを選択することは差し支えありません。

マークにプロジェクトの趣旨を説明する文章を併記する場合には、「水産庁の主唱する魚の国のしあわせプロジェクトに参加しています。」と表記してください。それ以外の文言をマークに併記する場合には、別途、事務局の許可を取ってください。

マークの利用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からの申請は受け付けません。

### 第4 マークを使用する者の義務

登録者は、本使用規則及び農林水産省が定める規則等を遵守するとともに、プロジェクト

トの趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

登録者は、第3者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、事務局を置く水産庁漁政部企画課に通報する義務を負うものとします。

登録者は、マークの使用に関する第3者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については対応を事務局と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、登録者が負担するものとします。

登録者は、マークの使用に関して第3者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、事務局、水産庁その他の第3者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

## 第5 マークの禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- 1 募金活動と結びつけた使用
- 2 企業・団体が提供する特定のサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
- 3 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 4 その他プロジェクトの趣旨に反すると認められるような使用

## 第6 マークの不適切な使用等に当たっての措置

登録者が、本使用規定、プロジェクトの趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと事務局が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- 1 是正のための改善要求
- 2 警告
- 3 企業名・団体名の公表
- 4 法的措置

## 第7 規約の改定

本使用規約は、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。